○ 許可等手数料(江東区事務手数料条例 別表第6)

ľ	単	(4	ш	n	

内 容	関 係 条 文	手数料
仮使用認定	第7条の6第1項第1·2号、 第18条第24項第1·2号	126,000
道路の位置の指定、変更、廃止	第42条1項5号	50,000
建築物の敷地と道路との関係の建築認定	第43条第2項第1号	31,000
接道義務の緩和	第43条第2項第2号	36,000
道路内建築許可(公衆便所等)	第44条第1項第2号	36,000
道路内建築認定	第44条第1項第3号	28,000
道路内建築許可(公共用歩廊等)	第44条第1項第4号	160,000
壁面線外の建築許可	第47条ただし書き	160,000
用途地域内の建築等許可	第48条第1~14項ただし書き	180,000
用途地域内の増築、改築、移転の特例許可	第48条第16項第1号	87,000
用途地域内の建築の特例許可	第48条第16項第2号	92,000
特殊建築物等の敷地の位置の特例許可	第51条ただし書き	160,000
建築物の容積率の特例認定	第52条第6項第3号	28,000
建築物の容積率の特例許可	第52条第10·11·14項	160,000
建蔽率の特例許可	第53条第4項、第5項	36,000
建蔽率の制限の適用除外等の特例許可	第53条第6項第3号	36,000
建築物の敷地面積の制限の特例許可	第53条の2第1項第3号、第4号	160,000
建築物の高さの特例認定	第55条第2項	28,000
建築物の高さの特例許可	第55条第3項	160,000
建築物の高さの許可	第55条第4項	160,000
日影による建築物の高さの特例許可	第56条の2第1項ただし書き	160,000
高架工作物内の高さの制限の認定	第57条第1項	28,000
特例容積率の限度の指定	第57条の2第1項	2敷地で 110,000_ 1敷地増えるごとに + 32,000_
特例容積率の限度の指定の取消	第57条の3第1項	6,400
特例容積率の高さ制限の適用除外	第57条の4第1項	160,000
高度地区における建築物の高さの特例許可	第58条第2項	160,000
高度利用地区内の建築物の容積率、 建蔽率の特例許可	第59条第1項第3号	160,000
高度利用地区内の建築物の各部分の 高さの特例許可	第59条第4項	160,000
敷地内に広い空地を有する建築物の 容積率等の特例許可(総合設計許可)	第59条の2第1項	160,000
都市再生特別地区内の建築物の特例許可	第60条の2第1項第3号	160,000
特定用途誘導地区内の容積率、建築面積 の特例許可	第60条の3第1項	160,000
特定用途誘導地区内の高さの特例許可	第60条の3第2項	160,000

【単位:円】

í	内 容	関 係 条 文	手数料	
特定防災街区内の建築物の敷地面積の 制限の適用除外に係る許可		第67条の3第3項第2号	160,000	
特定防災街区内の建築物の壁面位置の制限の適用除外に係る許可		第67条の3第5項第2号	160,000	
特定防災地区内の建築物の間口率等の制限の 適用除外に係る許可		第67条の3第9項第2号	160,000	
景観地区内の高さ、壁面の位置、敷地面積の 制限等の適用除外に係る許可		第68条第1項第2号、第2項第2号、 第3項第2号	160,000	
景観地区内の各部分の高さ制限の適用除外に係る認定		第68条第5項	28,000	
再開発地区等内の建築物の容積率、建蔽率、 高さの制限の適用除外の認定		第68条の3第1,2,3項	28,000	
再開発地区等内の建築物の各部分の高さ制限の適用除外に係る許可		第68条の3第4項	160,000	
	整備促進区内の建築物の用途制限の 余外に係る許可	第68条の3第7項	28,000	
地区計画内の建築物の容積率制限の適用除外に係る許可		第68条の4第1項	28,000	
防災街区整備地区計画の区域内の建築物の 容積率の特例認定		第68条の5の2	28,000	
地区計画内の高さの制限の適用除外に係る許可		第68条の5の3第2項	160,000	
地区計画区域内の建築物の容積率等制限の 適用除外に係る認定		第68条の5の5第1・2項	28,000	
地区記	計画区域内の建築物の建ぺい率の特例認定	第68条の5の6第1項	28,000	
予定证	道路に係る建築物の容積率の特例許可	第68条の7第5項	160,000	
仮設致	建築物許可	第85条第6項	108,000	
仮設與	興行場等建築許可	第85条第7項	195,000	
	一団地認定(従来型)	第86条第1項	1又は2棟の場合 82,000 以後、1棟ごとに + 29,000	
	一団地認定(連担建築物)	第86条第2項	1棟(既存以外) 82,000 以後、1棟ごとに + 29,000	
-	一団地認定 (容積率、高さに関する特例許可)	第86条第3項	1又は2棟の場合 238,000 以後、1棟ごとに + 29,000	
団	一団地認定(既存建築物を前提)	第86条第4項	1棟(既存以外) 238,000 以後、1棟ごとに + 29,000	
- 敷地内の認定建築物以外の建築物認定 (区域内の建築物の追加認定)		第86条の2第1項	1棟で 82,000 以後、1棟ごとに + 29,000	
	同一敷地内の認定又は許可建築物以外の 建築物に関する特例許可	第86条の2第2・3項	1棟で 238,000 以後、1棟ごとに + 29,000	
	認定又は許可の取消	第86条の5第1項	6,900 + 現在ある建築物数 × 13,000	
請	一団地の住宅施設の容積率、建蔽率、 高さの制限の特例認定	第86条の6第2項	28,000	
	既存の1の建築物を2以上の工事に分けて工事を行う場合の当該2 以上の工事の全体計画に係る認定	第86条の8第1項、第87条の2第1項	28,000	
	既存の1の建築物を2以上の工事に分けて工事を行う場合の当該2 以上の工事の全体計画の変更に係る認定	第86条の8第3項	28,000	
建築物の用途を変更し一時的に興行場等として 使用する場合の制限緩和の許可		第87条の3第6項	108,000	
建築物の用途を変更し一時的に特別興行場等 として使用する場合の制限緩和の許可		第87条の3第7項	195,000	
既存建築物の移転認定		建築基準法施行令第137条の16第2号	28,000	
予定道路に係る建築物の敷地と道路との関係の 特例許可		密集市街地における防災街区の整備 の促進に関する法律 第116条第1項	160,000	
要除却認定マンションの建替えにより新たに 建設されるマンションの容積率の許可		マンションの建替え等の円滑化に 関する法律 第105条第1項	160,000	